

国民健康保険の被保険者の方へ

◆限度額適用認定証と

限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院などの高額な医療費が見込まれる場合には、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方が入院をする場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代の自己負担が減額されます。

「標準負担額減額認定証」については、入院期間が90日を超えた場合、再度申請をすると入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付します。年齢と住民税の課税状況によって、交付される認定証と自己負担限度額の区分が異なります。

交付される認定証の区分と証の色

	70歳未満の被保険者	70歳以上の被保険者
住民税課税世帯	限度額認定証(水色)	交付なし(注1)
住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証(きみどり色)	

(注1) …所得区分現役並みⅠ及びⅡ(課税所得が145万円以上690万円未満)の方は限度額適用認定証(りんどう色)を交付

現在お使いの、
● 限度額適用認定証
● 標準負担額減額認定証については、令和3年8月1日から使用できません。
更新が必要な方は申請をしてください。



◆申請・更新に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- マイナンバーを確認できるもの
- お持ちの認定証(更新の場合)
- 3ヶ月分の病院の領収書、入院期間の証明書など(入院が90日を超えた場合)

※所得の申告をしていない方は、所得の申告をしないと認定証が交付できません。
※特別な事情がないにも関わらず国保税を滞納している方には認定証は交付されません。

問い合わせ先

住民生活課 保険窓口班 都築

後期高齢者医療被保険者の方へ

◆令和3年度の後期高齢者医療被保険者証について

新年度の被保険者証は「**じす紫色**」です。7月下旬に被保険者の方へ郵送します。被保険者証が届きましたら記載内容をご確認ください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方や、医療費負担割合が3割の方(現役並み所得)で所得が145万円以上690万円未満の方は、入院または高額な外来診療を受ける際に、申請により交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関や薬局などへ提

示すると、窓口での医療費の自己負担額や入院時の食事代が軽減されます。令和2年度に交付されている方は申請の必要はありません。新たに令和3年度から必要な方は申請をしてください。

現在お使いの
● 「茶色」の被保険者証
● 限度額適用・標準負担額減額認定証については、令和3年8月1日から使用できません。ご注意ください。



問い合わせ先

住民生活課 保険窓口班 川村

個人番号カードの受け取りについて

個人番号カードを窓口で受け取る際は、次のものが必ず必要ですので、忘れずにお持ちください。
◆ はがき(個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書)

◆ 本人確認ができる書類(運転免許証、旅券、在留カードのうち1点。これらをお持ちでない場合、「氏名・住所」もしくは「氏名・生年月日」入りのもの2点)

受け取りには、原則本人の来庁が必要です。病気や障害等の理由で窓口への来庁ができないと認められる場合のみ、代理人の受け取りが可能となります。理由によっては代理人への交付ができない場合がありますので、事前にご相談ください。

15才未満や成年被後見人の方が申請者である場合は、法定代理人が受け取りにお越しください。お仕事等で開庁時間内に来庁できないという方は、休日にも対応します。必ず事前にご相談ください。※システムの運用上、交付手続きができない日もありますのでご了承ください。

問い合わせ先

住民生活課 保険窓口班 三谷

浄化槽を設置しませんか

浄化槽の設置により、快適な生活環境の向上を図ることを目的とした補助金制度があります。取付工事は簡単で、小型浄化槽の場合、乗用車1台分の面積があれば設置できます。令和3年度の補助金交付申請の受付をしていますので、ご連絡ください。

◆浄化槽とは

台所やお風呂からの生活雑排水を、し尿と併せて処理できる浄化槽のことです。性能は優れており、下水処理場の高級処理機並みに排水を浄化します。

【補助対象者】

居住している住宅で、汲み取り槽および単独浄化槽から、合併浄化槽へ転換する。

【保守点検と清掃】

年1回以上の清掃と、定期的な保守点検が必要です。登録・許可を受けた業者が実施します。また、毎年浄化槽法定検査(水質検査など)が必要となります。

補助金限度額(1基当たり)

処理対象人員(人槽)	補助金限度額
5人槽 小家族住宅用	33万2千円
7人槽 普通住宅用	41万4千円
10人槽 二世帯・大家族住宅用	54万8千円

国や県の補助事業のため、補助金に限りがあります。令和3年度中に設置される方を、現在受け付けていますので、お早めにお申し込みください。

問い合わせ先

住民生活課 環境水道班 横山

大豊町オリピック・パリンピック提供木材再利用アイデアコンテストについて

本町は日本の木材活用リレープロジェクトの協力者として2020年東京オリピック・パリンピック競技大会の選手村施設「ヴィレッジプラザ」の建設に対し町産材の提供を行っています。大会終了後には「オリピックレガシー」として木材が返却されます。この「オリピックレガシー」の再利用方法を検討するにあたり、アイデアコンテストを開催します。

ぼくの・わたしの
アイデアコンテスト
2020 オリンピック・パリンピックレガシー創り作品

応募資格：町内在住の平成15年4月以降に生まれた方
応募締切：令和3年9月10日(金) 必着
応募内容：返却される木材を利用した自由な発想をイラストや文章でお寄せください。

問い合わせ先

産業建設課 産業振興班 宮内

大豊町事業者支援給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている町民の雇用を支援するため、町内の事業者に対して給付金を支給します。申請の相談などは、お問い合わせください。

【対象事業者】

基準日(令和3年4月1日)において、4つの条件すべてに該当する事業者

- ①町内に事業所を有する大豊町商工会の会員であり法人であること。
- ②給付金申請時点以後も事業を継続する意思があり、令和3年2月から同年5月の間に、1か月の売上額が前々年同期比で10%以上減少していること。
- ③町税の滞納がないこと。
- ④事業所に属する社会保険の対象者である町内在住の者が勤務していること。

【給付額】

基準日から継続的に勤務している事業所に属する社会保険の対象である町内在住者一人につき5万円

【申請受付期間】

令和3年8月31日(火)まで

【申請方法】

左記の書類を産業振興班へ提出ください。
● 大豊町事業者支援給付金交付申請書兼請求書
● 事業所に属する社会保険の対象者が勤務していることが確認できる書類(例：保険証の写し等)
● 減収が確認できる帳簿等

問い合わせ先

産業建設課 産業振興班 石川